

マーフィーの法則と安全対策

マーフィーの法則を知っていますか？ マーフィーの法則とは、「失敗する可能性のあることは、いずれ失敗する」という経験則から生まれた言葉であり、例えば、「落としたトーストは、バターを塗った面から落ちる」「洗車を始めると雨が降る」と言った、日常において「**あるある体験**」をユーモラスに表現したものです。

この法則は、「起こるかもしれない最悪の事態を想定し、事前に対策をしておく」という考え方を示す重要な教訓でもあります。

建設現場におけるマーフィーの法則例 ▶

新規入場者は危険な場所で作業する

現場へ新規入場後、1週間以内に被災する人は総被災者の半数以上と言われています。その中でも特に危険な場所に立ち入ったことによる被災が多く発生しています。新規入場者には事前にしっかりと教育を実施し、危険な場所に近づかないこと、作業における危険なポイントを伝えておく必要があります。

「事故は起きないだろう」「大丈夫だろう」と思ったときに事故が起こる

「事故が起きるかもしれない」と考え、少しでも危ないなと感じたら、事前に危険予知活動を実施し、事故が起こる可能性について予測し、対策を立てることが重要です。

20mの高さからは落ちないが、2mの高さからは落ちる

建設現場では2～6mの高さからの墜落事故が多く発生しています。作業場所が高いほど事前にしっかりと対策をしますが、2m程の作業においては油断や慣れから緊張感が欠け、対策が疎かになってしまい、その結果、墜落・転落が発生しています。

開口養生を外した時に作業員がやってくる

開口部からの墜落災害発生後、「ついさっきまで養生していたのに」という声が多く上がるそうです。必要に応じて開口部の養生を外す時は事前に作業員全員に声をかける、開口部周辺に立入禁止措置を取る等、事前の対策が必要です。

通路として確保したスペースは、資材置き場になる

せっかく通路としてスペースを確保したにも関わらず、スペースが空いているからとそこに資材を置き、結局通路がなくなってしまうことがあります。資材置場をはっきり区別し、そこ以外に物を置かないようにすれば、おのずと作業通路が出来上がり、事故が起こりにくい作業環境が出来上がります。資材置き場、作業エリア、通路をはっきり明示しましょう。

施工技術の高い専門工事業者に頼んだ時に事故が起こる

施工技術の高い専門工事業者が安全も技術と同様なレベルであるとは限りません。専門工事業者だからといって安心せず、作業手順を確認する等、安全に作業出来ているか確認しましょう。

いつでもできる仕事は、いつになっても終わらない

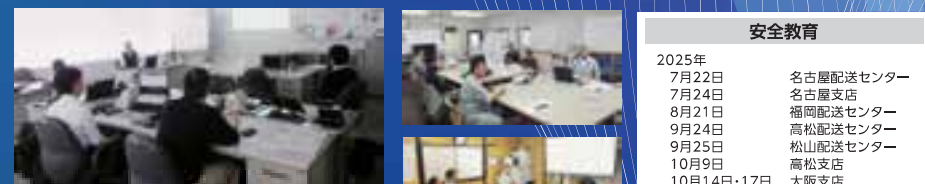
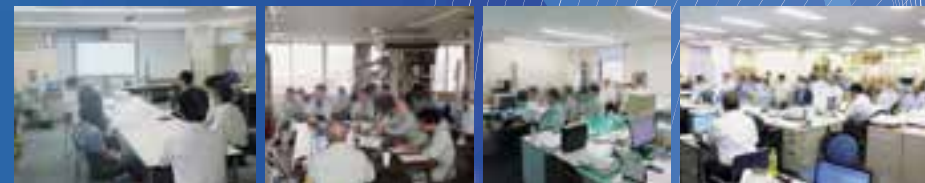
いつでもできると思って後回しにしようとして、いつになっても終わらず、更にはそのことが原因で事故が発生してしまいます。※ロープやねじ等の部品が落ちているが、後で拾おうと思って後回しにした結果、ずっと残ったままになってしまい、落ちていた部品を踏んだり、引っ掛けて転倒する等。片づけられるものはすぐに片づけましょう。

安全が確保できない企業は、仕事の確保も出来ない

事故を発生させるとペナルティとして仕事が貰えなくなります。仕事を確保するためには安全を確保しなければなりません。

マーフィーの法則は単なる冗談や悲観的な見方ではなく、不確実性と向き合うための知恵を含んでいます。「失敗する可能性を常に考慮する」という姿勢は、リスク管理や問題解決において重要な思考法です。

仕事上の「あるある体験」はありませんか？その「あるある体験」があるあるとならないよう、しっかりと対策をしましょう！



安全教育

2025年	名古屋配送センター
7月22日	名古屋支店
7月24日	福岡配送センター
8月21日	高松配送センター
9月24日	松山配送センター
9月25日	高松支店
10月9日	大阪支店
10月14日・17日	東京支店
10月23日	神戸支店
11月3日	横浜支店
11月20日	枚方配送センター
12月9日	広島配送センター
11月27日	大阪支店(官公庁)
12月11日	柏原配送センター
12月16日	兵庫配送センター
12月19日	
2026年	
1月8日	北陸配送センター

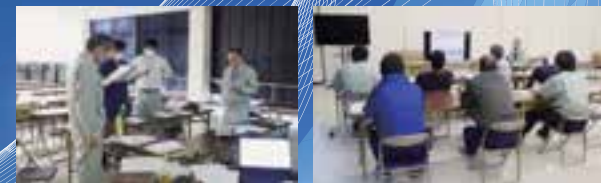
安全管理部の活動

安全教育

安全教育を実施しました。

職長安全衛生責任者能力向上教育(再教育)

- ・2025年10月21日 関東総合工場
- ・2025年11月10日 枚方配送センター
- ・2025年11月21日 関東総合工場
- ・2025年11月28日 広島配送センター
- ・2026年 1月22日 枚方配送センター

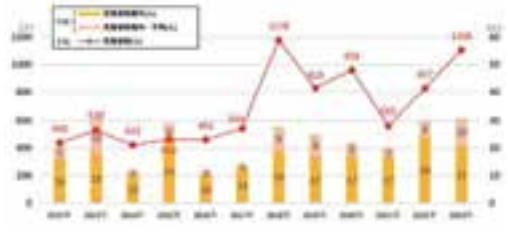


職場における熱中症対策の強化について

職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されました。

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人以上発生している。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍となっている。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念がある。



死亡災害に至った
原因のほとんどが
**初期症状の放置・
対応の遅れ**

死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の
実施が早急に必要。

法令改正
(2025年6月1日から施行)

死亡に至らせない(重篤化させない)ために 法令改正における基本的な考え方

見つける

- 熱中症のおそれがある作業者がいる
ふらついている、生あくびが多い、大量に汗をかいている、
返事がおかしい、ぼーっとしている等。
- 自覚症状がある
めまいがする、筋肉痛やこむら返り、頭痛、不快感、吐き気、
倦怠感、高体温がみられる等。

判断する

- 救急車を呼ぶ
- 病院へ搬送する

対処する

- 作業からの離脱
- 応急措置
身体を冷やす、
自力での水分摂取等。

暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業(※1)を行う時は、
「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

(※1) WBGT28度以上又は気温31度以上の場所で、連続1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業

体制整備

熱中症の自覚症状がある労働者や熱中症のおそれがある労働者を見つけた者が、その旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておく。
→連絡先および連絡方法を定め、明示し、随時報告を受けられる状態を保つ。

手順作成

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるようにしておく。
→事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡および所在地等を明確にしておく。作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の必要な措置の実施手順を明確にしておく。

関係者への周知

熱中症の重篤化を防ぐために整えた体制・手順を関係労働者へ周知する。
→朝礼やミーティングでの周知、会議室や休憩所等の分かりやすい場所への掲示、メールやイントラネットでの周知。

△注意△ 熱中症患者を1人にしてはいけません!

涼しい場所に放置した状態で症状が悪化し、周りが気づかないまま重篤化してしまったケースが多くあります。
体調が回復したことを見届ける・救急隊等に引き継ぐまでは、必ず見守るようにしましょう。

安全教育

安全教育を実施しました。



安全管理部の活動

安全教育	
2025年	
2月17日	高松配送センター
3月25日、7月7日	関東総合工場
3月26日、7月8日	横浜配送センター
4月7日	福岡支店
4月10日	福岡配送センター
4月17日	柏原配送センター
4月24日、6月10日・12日	枚方配送センター
4月25日	兵庫配送センター
5月12日	広島支店
5月13日	広島配送センター
5月14日	岡山配送センター
5月14日	岡山支店
6月4日	仙台支店
6月6日	仙台配送センター
6月25日	北陸配送センター
6月27日	金沢営業所
7月10日	千葉支店



職長安全衛生 責任者 能力向上教育 (再教育)

- ・2025年4月11日 福岡配送センター
- ・2025年5月23日 名古屋配送センター
- ・2025年6月5日 仙台配送センター
- ・2025年6月17日 岡山配送センター
- ・2025年6月26日 横浜配送センター
- ・2025年6月26日 北陸配送センター